

パンフレットケース管理運営規程

(目的)第1条

本会事業の一環として、石垣空港内・離島ターミナル内にパンフレットケースを設置し、会員向けに貸し出し管理運営にあたり、本会事業運営資金とする。

(貸出期間)第2条

毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの1年間とする。

(募集時期)第3条

募集期間を明記したものを毎年 2 月中に、会員宛(特別会員、賛助会員を除く)に募集要項並びに申込用紙を添付の上、郵送するものとする。

(料金及びサイズ・設置)第4条

1. パンフレットケースの使用料・各枠のパンフレットサイズは下記の通りとする。

但し、5 月以降の申し込みについては月割りの使用料となる。

2. パンフレットが、規定より大きい場合は、折る等して規定内のサイズに収める事とし、規定内に収まっていないものに関しては、規定内サイズに収まるまでの間は撤去する。

提供枠数	月額使用料	年間使用料	パンフレットサイズ
石垣空港(125 枠)	2,000 円	24,000 円	縦:30cm×横:12.5cm以内
離島ターミナル(80 枠)	2,000 円	24,000 円	

(申 込)第5条

1. 本会事務局において申込書並びに年間使用料を添えて申し込むものとする。

2. 申込枠は抽選にて決定するものとし、各枠が定数に達し次第締め切るものとする。

3. 申込枠は業種並びに上記パンフレットサイズにより決められた場所に設置する。申込パンフレットの設置したい場所と指定の設置場所が異なる場合は調整可能とするが、他の迷惑にならないよう考慮すること。指定設置場所以外に設置した場合、他社のパンフレットにより御社のパンフレットが見えなくなる場合があっても了承するものとする。

4. 横幅が指定サイズを超える場合は 2 枠の申込とする。

5. 申込枠は、石垣空港は 1 事業所 1 枠までとする。ただし、離島ターミナルは 1 事業所 2 枠までとする。

6. 石垣空港パンフレットケースには、フリーペーパー情報誌(※)の設置枠を設け、2 枠までの利用を認めることとする。

※一社のみで紹介ではなく、会員企業が多数入っているものとする。

7. 設置するパンフレットに関しては、会員(商号)登録されている事業所(店舗)のパンフレットのみ置く事が出来る。

8. 設置するパンフレットへの記載内容や表現が、虚偽や誤解を著しく招くと判断した場合、またこれまでに観光客などを含むパンフレット利用者より、苦情があったにも関わらず記載内容の訂正及び改善が行われていない場合、本会が訂正及び改善がされたと確認するまでの間は、パンフレットケースの使用申し込みを受付しないこととする。

(途中解約)第6条

1. パンフレットケース使用期間中に、本会を退会した場合や使用を解約した場合、残存期間の使用料は返金しないこととする。

2. 使用会員が本会会費を6ヶ月以上滞納し、再三の催促にも拘らず入金を確認できない場合は、本会「会費納入に関する規約」に基づき、退会したものとみなし当契約を解約し残存期間の使用料を滞納会費に充てることとする。

3. 観光客などを含む施設利用者より、パンフレット記載内容についての苦情が著しい場合は、使用期間中であってもパンフレットケースの使用を停止・解約することが出来ることとし、使用料については当規定第 6 条 1 項を適用する。

(管理体制)第7条

1. パンフレットケースの管理は、本会職員がその業務に当たるものとする。ただし、パンフレットの補充は各事業所が行なうものとする。

2. パンフレットケースは現状のままで使用すること。

(附則)

この規程は、平成 15 年度第 3 回理事会の承認を得て、平成 15 年 7 月 16 日より一部改訂する。

この規定は、平成 17 年度第 3 回理事会にて承認を得て、平成 17 年 8 月 1 日より一部改訂する。

この規定は、平成 20 年 6 月より一部改定する。

この規定は、平成 21 年 6 月より一部改定する。

この規定は、平成 22 年 6 月より一部改定する。

この規定は、平成 24 年度第 6 回理事会の承認を得て、平成 24 年 2 月 14 日より一部改定する。

この規定は、平成 25 年度第 7 回理事会の承認を得て、平成 26 年 2 月 18 日より一部文言と使用料を改定する。

この規定は、平成 27 年度第 6 回理事会の承認を得て、平成 28 年 2 月 24 日より一部改定する。

この規定は、平成 29 年度第 6 回理事会の承認を得て、平成 30 年 2 月 27 日より一部文言と使用料を改定する。